

共和町長選挙

大事な投票、忘れずに!



投票日 4月30日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

住み良いまちづくりのためにあなたの一票を!

投票できる方

◎平成11年5月1日までに生まれた方で、平成29年1月24日までに共和町に住民登録し、引き続き3カ月以上居住している方

※上記の方でも、投票日まで転出された方は投票できません。

期日前投票期間中であれば、転出届を提出する前に期日前投票所で投票することができます。

(注) 投票所入場券(ハガキ)が届いたとしても、進学や就職などで共和町外の寮・アパート等に居住していることが分かったときは、選挙人名簿に登録されるべきでなかった人として取り扱われるため、投票(期日前投票及び不在者投票を含む。)することができません。

主な日程

4月7日(金)	立候補予定者説明会(午前10時) 大会議室
18日(火)	立候補届出書類の事前審査(午前9時) 大会議室
25日(火)	選挙告示日
26日(水)～29日(土)	期日前投票
30日(日)	投票日(開票:生涯学習センター大ホール)

選挙公報の発行

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を4月26日以降に各世帯へ配布します。

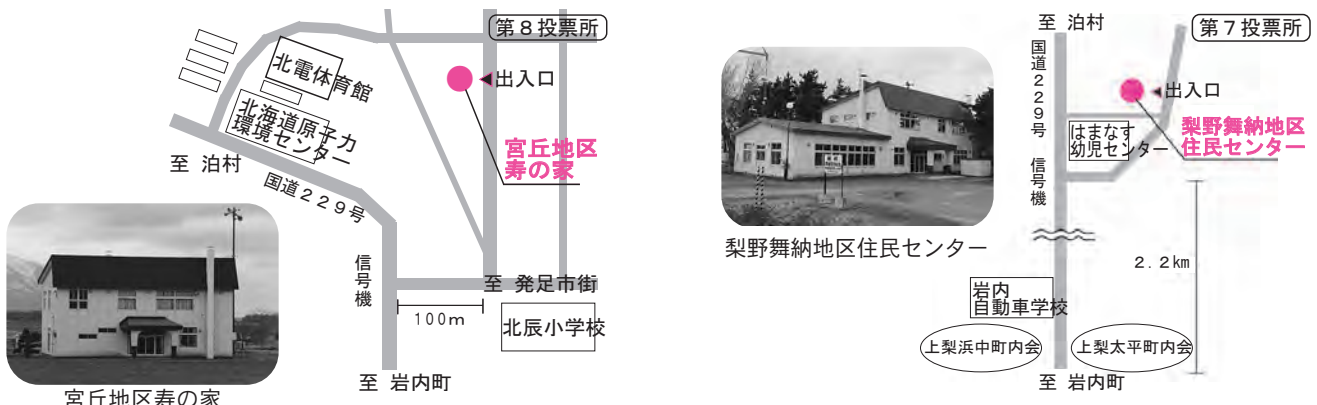
投票の参考にぜひ一読ください。

◎投票所(入場券にあなたの投票所が記載されています)

投票区	投票所	対象地区
1	小沢地区住民センター	ワイズ・小沢全域
2	国富地区住民センター	国富全域
3	生涯学習センター	南幌似・幌似全域
4	前田地区寿の家	前田全域
5	西部住民センター	梨野舞納・老古美の一部
6	憩の家	梨野舞納・老古美の一部
7	梨野舞納地区住民センター	梨野舞納の一部
8	宮丘地区寿の家	宮丘全域・発足の一部
9	発足克雪管理センター	発足の一部



■下図は、場所がわからないとのお問い合わせの多い2カ所の投票所周辺の地図です。



選挙の当日、投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください

●期日前投票とは？

仕事や冠婚葬祭、レジャー、病気などで投票日に投票所へ行けない方が、投票日の前日まで事前に投票できる制度です。

4月26日(水)から4月29日(土)まで右記の時間・場所で投票することができます。

●期日前投票の時間・場所

時間：午前8時30分～午後8時

場所：役場第2会議室（2階）

※2階には、エレベーターをご利用ください。

●不在者投票とは？（事前に手続きが必要です）

次の方が事前に投票できる制度です。

①他市町村に滞在中の方

仕事や旅行、帰省などで選挙期間中に町外の市町村に長期滞在している場合は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票することができます。

②北海道選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホームに入院・入所している方

入院・入所している施設で投票することができます。投票用紙の請求等は、その施設の事務局までお問い合わせください。

③右表の障がいのある方、介護保険の要介護5の方

自宅から郵送で投票することができます。この制度を利用するには、共和町選挙管理委員会からあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月26日までに投票用紙を請求してください。

③の自宅から郵送で投票できる方

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	△	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	△	○	
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○	
戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	○	○	○	△
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

※不在者投票は主に郵便によるやりとりになりますので、日数には余裕をもって手続きしてください。

投票にあたっての留意点

●自分で投票用紙に記入できない方は

心身の故障やその他の事由により自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合は、投票所で申し出ると選挙事務従事者が代筆記載します。

●無効票とならないために

～記載は正しくはっきりと～

投票用紙に記号や応援メッセージを書いた場合は無効になります。大切な一票が無効にならないために、次のことにご注意ください。

①余分なことは記載しない

候補者の氏名を正しく記入しているながら、余分なことが書かれているために、無効となってしまう投票があります。

②候補者の氏名を間違えて記載した場合は訂正を

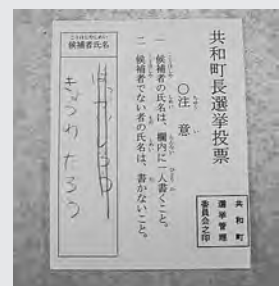
間違えて書いたものを2本線で消して、横に正しいものを記載してください。

●入場券を忘れずに

投票又は期日前投票に来られるときには、入場券を忘れずに持参ください。

入場券（ハガキ）は4月26日頃に、世帯単位で郵送によりお届けしますので、ご自分の分を切り取ってお持ちください。

なお、入場券を紛失されても、ご本人であることが確認できれば投票することができますので、投票所の受付にお申し出ください。



(例) 訂正する場合



入場券（ハガキ）の見本